

自己資本

(注)平成19年金融庁告示第15号(銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項)に基づいて記載しております。各項目に、その条文番号を示しております。

●自己資本調達手段の概要(第2条第2項第1号、第4条第2項第2号)

連結、単体ともに以下の通りです。
自己資本調達手段(平成19年3月31日)

自己資本調達手段	概要
普通株式(36百万株)	完全議決権株式
第一種優先株式(1百万株)	無議決権株式
第二種優先株式(1百万株)	無議決権株式
期限付劣後特約付社債(10,000百万円)	期間10年(期日一括返済)。但し、5年目以降に、金融庁の承認を条件に期限前償還が可能。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要(第2条第2項第2号、第4条第2項第3号)

当行では自己資本の充実度に関する評価基準として、次の基準を採用しております。

- ・自己資本比率
- ・Tier I比率
- ・自己資本に対する繰延税金資産の割合
- ・オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額
- ・早期警戒制度の枠組みにおける「銀行勘定の金利リスク」量および「信用集中リスク」量

また、試行的にはありますが、計量化したリスク量(信用リスク、金利リスク、価格変動リスク)と自己資本とを対比し自己資本の充実度の評価を行っております。連結子会社および持分法適用関連会社につきましては、グループ全体の経営効率化や収益力の強化ならびに信用リスク管理を目的とした「りゅうぎんグループ統括要綱」に基づき、適正な業務運営に努めております。特に従属業務以外を営む連結子会社及び持分法適用関連会社につきましては、定期的に財務・収益状況等の報告を求め分析し、当該子会社の状況および課題を踏まえたうえで、自己資本の充実度が同業界平均等に比較して適正なものとなっているか検討・評価しております。

●信用リスクに関する事項(第2条第2項第3号、第4条第2項第4号)

イ. リスク管理の方針および手続の概要

当行の信用リスク管理態勢は、営業部門から独立し与信判断を行う審査部、市場部門の信用リスクテイクや信用リスク管理を行う証券国際部、銀行全体の信用リスクを管理する融資企画部、与信監査部門として資産の自己査定を監査するリスク管理部の相互牽制態勢から成っております。

信用リスクのうち集中リスクについては、取締役会の定めた「融資運用方針」により特定の業種・企業・グループへの与信の集中を排除しており、その遵守状況は定期的に取締役会が確認しております。

融資などから生ずる信用リスクの全体的な把握については、信用格付ごとの倒産確率や債権ごとの保全状況に応じた信用リスクを定量化し、リスクの分布状況を把握・分析しております。

市場取引にかかる信用リスク管理は、おもに公正な第三者機関である外部格付機関の評価を用い、格付ランクに応じた取引限度額を設定・遵守することでリスク管理を徹底しています。

連結子会社につきましては、各社の内部規定に従い信用リスクを管理しております。また、半期に一度各社の資産の自己査定の内容を監査し、過度な信用リスクのテイクや信用リスクが顕在化していないか確認を行っております。

(貸倒引当金の計上基準)

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破綻先(注1)および実質破綻先(注2)の債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除した残額(注3)について、個別貸倒引当金を計上するか、もしくは部分直接償却(注4)を実施しております。破綻懸念先(注5)の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、損失の発生が見込まれる額について個別貸倒引当金を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき一般貸倒引当金を計上しております。

なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店および本部営業関連部門において一次査定を実施し、本部貸出承認部門において二次査定を実施した上で、営業関連部門から独立した資産監査部門が査定結果の適切性を検証した後、上記の引当を行っております。

(注1)破綻先とは、破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者をいいます。

2.実質破綻先とは、破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者と同等の状況にある債務者をいいます。

3.以下については、個別貸倒引当金を計上しており、それ以外は部分直接償却を実施しております。

・担保の評価額と処分可能見込額との差額に相当する残額

・会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認可決定後の残額

・債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除した支払承認見返の残額

4.部分直接償却とは、貸倒償却として債権額を帳簿価額から直接減額することをいい、その金額は20,384百万円です。

5.破綻懸念先とは、現在は経営破綻の状態にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいいます。

連結子会社の貸倒引当金は、過去の貸倒実績率や個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称およびエクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合を考慮し、また、特定の格

付機関に偏らず、格付の客観性を高めるために複数の格付機関等を利用することが適正との判断に基づき、R&I社、JCR社、Moody's社、S&P社の4社の格付機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに格付機関の使い分けは行っていません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

(第2条第2項第4号、第4条第2項第5号)

(信用リスク削減手法とは)

当行では信用リスクを削減するために、融資や市場取引に際しては、主に不動産・国債等債券・株式・預金等の担保、信用保証協会・保証会社・第三者保証人等による保証、担保に徴求していない預金との相殺等で信用リスクを削減しています。

連結子会社においては、カード関連事業や小口の消費者向けローンなどの小口分散効果により信用リスクが削減されている融資・保証業務は無担保で取扱っておりますが、住宅ローンや比較的金額の大きな消費資金等は資金使途に応じた適切な担保を徴求しております。

金融庁告示第19条に基づき自己資本比率算出上は、信用リスク削減手法として「包括的手法」を採用しており、適格金融資産担保として預金ならびに国債を、当行関連保証会社を除く保証会社の保証や国・地方公共団体による保証などを信用リスク削減手法として採用しております。

連結子会社においても同様に算出しております。

(方針および手続)

当行では、担保の管理において不動産、国債等債券、株式、預金等それぞれについて業務規程に則り、評価及び管理しております。担保は、業務規程に則り担保に適切な掛目を乗じた上で担保評価しており、規程に基づき定期的に見直しを図っております。また、担保評価の掛目についても、規程に基づき定期的にその適切性を検証しております。

保証により保全されている融資等は、国・地方公共団体の保証や政府関係機関による保証、保証協会保証などについては日本国政府と同様の信用力評価としております。その他の保証会社については、規程に基づき保証会社の財務情報や定性情報により保証能力を判定の上、リスク削減手法として採用しております。

融資等と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保(総合口座含む)登録のない定期預金を対象としております。

連結子会社においても、それぞれの規程に則り担保を管理しており、信用リスクの削減に努めております。

(信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中)

当行ならびに連結子会社において、信用リスク削減手法の提供者が特定先に集中することや適格金融資産担保が同一銘柄に集中することはありません。

●派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方法および手続の概要(第2条第2項第5号、第4条第2項第6号)

当行は派生商品取引として金利スワップと為替予約を行っております。金利スワップは貸出や預金のヘッジ手段に限定しております。信用リスク算出は、証券国際部にて半期毎にカレント・エクスポージャー方式で行いリスク管理部へ報告を行っております。

金利スワップ取引についてはCSA契約に基づき相手方へ担保差入を行っており、当行の信用状態が悪化した場合、取引を中止して差入担保と当行への与信相当額が相殺される可能性があります。

また差入担保に関しては、差入先の信用リスクを算定し与信相当額を自己資本計算に算入しております。なお、当行では派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

連結子会社については、該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項(第2条第2項第6号、第4条第2項第7号)

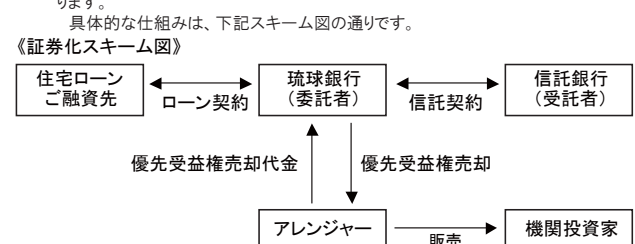
イ. リスク管理の方針および手続の概要

(取引の内容)

当行は平成17年3月期および平成18年3月期に住宅ローン債権を証券化しており、オリジネーターおよびサービサーとして証券化取引に関与しております。これは、近年活発化している債権証券化市場を活用して、資金調達手段の多様化を図るとともに、住宅ローンの売却代金を事業性融資等に振り向け、資産の一部入れ替えを図るものです。また、住宅ローンの将来金利リスクの回避や、新たなローン商品の開発・提供などのために証券化ノウハウを蓄積する目的もあります。

具体的な仕組みは、下記スキーム図の通りです。

《証券化スキーム図》



(取引に対する取組方針)

当行は、新規の証券化または再証券化の予定はありません。

(取引に係るリスクの内容)

当行が保有する劣後受益権に関連し信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的に変わるものではありません。

また、証券化した住宅ローンの債権プールのプライベント率およびデフォルト率等の変化により劣後受益権の時価が変動するリスクを有しておりますが、各々の実績について、受託者である信託銀行から毎月レポートの提出を受けて事後のモニタリングを実施しております。

ロ. 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には、金融庁告示第19号「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に定める「標準的手法」を使用しております。

また当行は、金融庁告示第19号附則第15号(証券化エクスポージャーに関する経過措置)を適用し、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限としております。

ハ. 証券化取引に関する会計方針

(会計方針)

証券化取引の会計上の処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

(資産売却の認識)

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である当行が、アレジャーに優先受益権を売却した時点で認識しております。

二. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスクウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトの判断については、R&I社、JCR社、Moody's社、S&P社の4社の格付機関を採用しており、エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っていません。連結子会社につきましては、該当ありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項(第2条第2項第8号、第4条第2項第9号)

イ. リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員(パートタイマー、派遣社員等を含む)の活動、もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により、当行が被るリスクをいいます。

当行ではオペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④その他リスク(信用リスク、市場リスク、流動性リスクを除く)として捉えリスク管理を行っております。なお、オペレーショナル・リスクを統括する部署は設けておりませんが、各リスク所管部が各種リスクを専門的な立場から管理しております。

また、④その他リスクについては、リスクの内容を考慮しリスク統括部署と各リスク所管部でリスクの管理を行っております。具体的には、「事務リスク関係部会(四半期毎)」、「コンプライアンス委員会(四半期毎)」、「CS委員会(毎月)」でリスク情報を収集・分析し、再発防止策等の検証を行っております。

連結子会社においては、重大な事務事故や不祥事件の発生およびその他当行を含む連結子会社各社の営業等に影響をおよぼす重要事項等については、速やかに連結子会社統括部署へ報告し、事故・事件等への対応やその再発防止策について協議・実施することとしております。また、連結子会社のコンプライアンス管理状況については、当行のコンプライアンス統括室が四半期毎にコンプライアンス勉強会やコンプライアンス・チェック等の実施内容を検証することで遵守状況を管理しております。

当行の事務代行を行っている連結子会社については、事務事故等の会議(毎月開催)を当行と関連会社で行い再発防止策の検証を行っております。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、金融庁告示第19号「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に定める「基礎的手法」を採用しております。

●出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要(第2条第2項第9号、第4条第2項第10号)

当行では、「市場取引において資産・負債の健全かつ効率的な運用・調達を図り、市場リスクを当行として許容できる範囲内に管理しながら、安定的な収益確保を目指すことを目的とする」という市場関連リスク管理方針に則り、株式等のリスクを管理しております。

投資金額については、経済環境から先行きの金利や株式相場の見通しに基づく、期待収益と他商品(債券・投信等)のリスク・リターンを考慮した市場部門全体における分散投資の観点と銀行全体の資金動向を検討し、投資限度額を常務会にて決定し、取締役会へ報告しております。

株式は時価のあるものについては、時価評価額をモニタリングし、純投資株式については1銘柄の投資限度額、ロスカット基準を設け、過度なリスクを取らないようにしております。また自己資本や市場状況を勘案し半期毎に全体の損失限度額を策定し取締役会にて決定しております。

政策投資株式については、ロスカットルールは設けておりませんが、時価評価により会計原則に則り決算時に適正に減損処理を実施しております。

連結子会社株式および関連法人等株式の評価につきましては、移動平均法による原価法、時価のあるものにつきましては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものにつきましては、移動平均法による原価法または償却原価法により評価しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

また、連結子会社および関連法人等については、政策投資株式のみを保有しており、取得・処分の際には当行に対し事前承認・調整することとしており、その評価につきましても上記の当行方針および手続きに準じたリスク管理方法となっており、当行グループ全体での適正なリスク管理に努めております。

株式等については、会計方針を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項(第2条第2項第10号、第4条第2項第11号)

イ. リスク管理の方針および手続きの概要

当行は、資産・負債の健全かつ効率的な運用・調達を図り、市場リスクを当行として許容される範囲内に管理しながら、安定的な収益確保を目指すことを基本方針としております。

具体的には、銀行全体の収益機会を捉えるため、能動的に一定のリスク・テイクを行っておりますが、市場部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力を勘案し、市場関連リスクの限度額の設定を行い金利リスク等のコントロールを行っております。また、過大なリスク・テイクを防止するため、市場関連リスク管理部門の相互牽制機能の向上に努めております。

(手続きの概要)

市場リスクを適切にコントロールするため、ALM委員会での討議を経て取締役会において半期ごとに、銀行勘定における金利リスクについてウォーニング・ポイント(対応方針を見直すリスク限度率)を設定し金利リスクの管理を機動的に行っております。また、各部門(営業部門、円貨市場部門、外貨市場部門)にアラーム・ポイント(当期運用計画に基づき算出したリスク限度率)を設定して部門管理を行っております。なお、アラーム・ポイントに抵触した場合は、超過理由等を勘案のうえ各部門からのリスク枠の再配分やウォーニング・ポイントの範囲内での再配分および預金調達の長期化や投資有価証券の売却等を検討しております。

また、円貨の要求払預金(当座預金、普通預金、決済用預金等)の約50%をコア預金としてとらえ、期間2.5年の調達としてリスク計測をしております。なお、連結子会社については、連結子会社と当行単体の資産ないしは負債ないしはオフバランスの残高を比較し、連結子会社の当該計数の合算値が当行単体の5%以下となることから金利リスク量も軽微であるため金利リスクの計量化については行っていません。

上記から以下金利リスクに関する事項については当行単体の管理方法及び金利リスクによる経済価値の増減額となります。

ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

現在当行では市場取引における金利リスク量について、bpV法を用い銀行全体の金利リスク量を管理しております。

具体的には、自己資本比率8%超過相当額を金利リスク見合いの資本としてとらえ、期初の運用方針等により営業部門、円貨市場部門、外貨市場部門に資本を割振り、リスクリミット・ガイドラインを設定し、同部門の100bpVとリスクリミット・ガイドライン設定額を対比し銀行全体の金利リスク量の管理を行っております。

また、バーゼルⅡにおけるアウトライヤー規制への対応として、銀行全体のリスク量が自己資本(Tier I + Tier II)の20%を超過していないかについても月次でモニタリングを行っております。

基本的な管理手法はbpVで管理しており、VaRについては現在、モニタリングを継続しリスク量の検証を行っております。

●連結の範囲に関する事項(第4条第2項第1号)

イ. 自己資本比率告示第3条または第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。

ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数ならびに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は5社です。

名 称	主要な業務の内容
りゅうぎんビジネスサービス株式会社	現金精査整理
りゅうぎんオフィスサービス株式会社	事務代行
株式会社りゅうぎん総合研究所	産業、経済、金融に関する調査研究
りゅうぎん保証株式会社	信用保証、損害保険代理
株式会社りゅうぎんディーシー	クレジットカード、金銭貸付

ハ. 自己資本比率告示第9条または第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数ならびに主要な金融業務を営む関連法人等の名称および主要な業務の内容
該当ありません。

二. 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでまたは第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数ならびに主要な会社の名称および主要な業務の内容
該当ありません。

ホ. 銀行法(昭和56年法律第59号。以下「法」という。)第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものおよび同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数ならびに主要な会社の名称および主要な業務の内容
該当ありません。

ヘ. 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等の概要
連結子会社5社全てにおいて、債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っていません。

●自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでまたは第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称(第4条第3項第1号)

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでまたは第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はありません。

資料編(自己資本情報)

●単体自己資本の構成に関する事項(第2条第3項第1号)、単体自己資本比率および単体基本的項目比率(第2条第3項第2号へ)

(単位:百万円)

項目	平成18年3月31日	平成19年3月31日(注1)
資本金	44,065	54,068
うち非累積の永久優先株	20,000	6,000
新株式申込証拠金	-	-
資本準備金	29,632	10,000
その他資本剰余金	-	-
利益準備金	1,671	120
任意積立金	14,819	-
次期繰越利益	1,053	-
その他利益剰余金	-	12,304
その他	-	-
基本的項目		
自己株式(△)	50	65
自己株式申込証拠金	-	-
社外流出予定額(△)	-	452
その他有価証券の評価差損(△)	1,753	581
新株予約権	-	-
営業権相当額(△)	-	-
のれん相当額(△)	-	-
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	-	4,246
繰延税金資産の控除前の基本的項目計(上記各項目の合計額)	89,439	71,147
繰延税金資産の控除金額(△)	-	-
計(A)	89,439	71,147
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	-	-
補完的項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,773	1,761
一般貸倒引当金	5,499	5,865
負債性資本調達手段等	-	10,000
うち永久劣後債務(注3)	-	-
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	-	10,000
計	7,273	17,626
うち自己資本への算入額(B)	7,273	17,626
控除項目		
控除項目(注5)(C)	550	550
自己資本合計(D)	96,161	88,223
リスク・アセット等		
資産(オン・バランス)項目	864,739	857,204
オフ・バランス取引等項目	15,226	9,613
信用リスク・アセットの額(E)	879,965	866,818
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額(F)	-	71,706
計(E)+(F)(G)	879,965	938,525
単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(G)×100(%)	10.92	9.40
基本的項目比率=(A)/(G)×100(%)	10.16	7.58
総所要自己資本額=(G)×4%	-	37,541

- (注)1「単体自己資本比率(国内基準)」は、平成19年3月31日より銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に基づき算出しております。なお、平成18年3月31日は旧告示により算出しております。
- 2 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4)利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。
- 5 告示第43条第1項第1号(旧告示第32条第1項第1号)に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。
- 6 当行は国内基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては、標準的手法を採用しております。

●自己資本の充実度に関する事項(第2条第3項第2号)

イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げるポートフォリオ毎の内訳
所要自己資本の額(単体)

(単位:百万円)

項 目		平成19年3月31日
信用リスク (オン・ バランス)	1. 現金	-
	2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-
	3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-
	4. 国際決済銀行等向け	-
	5. 我が国の地方公共団体向け	-
	6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-
	7. 国際開発銀行向け	-
	8. 我が国の政府関係機関向け	49
	9. 地方三公社向け	118
	10. 金融機関及び証券会社向け	456
	11. 法人等向け	13,844
	12. 中小企業等向け及び個人向け	7,453
	13. 抵当権付住宅ローン	3,269
	14. 不動産取得等事業向け	4,566
	15. 三か月以上延滞等	282
	16. 取立未済手形	-
	17. 信用保証協会等による保証付	158
	18. 株式会社産業再生機構による保証付	-
	19. 出資等	932
	20. 上記以外	3,078
	21. 証券化(オリジネーターの場合)	-
	22. 証券化(オリジネーター以外の場合)	77
	23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-
オン・バランス合計	34,288	
信用リスク (オフ・ バランス)	1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-
	2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	-
	3. 短期の貿易関連偶発債務	3
	4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	59
	5. NIF又はRUF	-
	6. 原契約期間が1年超のコミットメント	3
	7. 内部格付手法におけるコミットメント	-
	8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	307
	9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額 (△)	-
	10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-
	11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	11
	12. 派生商品取引 (1) 外為関連取引 (2) 金利関連取引 (3) 金関連取引 (4) 株式関連取引 (5) 貴金属(金を除く)関連取引 (6) その他のコモディティ関連取引 (7) クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	0
	13. 長期決済期間取引	-
	14. 未決済取引	-
	15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-
	16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-
	オフ・バランス合計	384
	信用リスクに対する所要自己資本の額	34,672
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,868	
信用リスク及びオペレーショナル・リスクに対する総所要自己資本の額	37,541	

- (注) 1.前年度(平成18年3月31日)は、新しい自己資本比率規制(金融庁告示平成18年第19号)に基づく所要自己資本の額を算出していないため記載しておりません。
2.信用リスクに対する所要自己資本の額は標準的手法によって算出しております。また、適格金融資産担保の信用リスク削減効果の勘案においては包括的手法を使用しております。
3.信用リスクに対する所要自己資本の額における、リスク・ウェイト区分の判定には内部管理との整合性を考慮し、エクスポージャーの種類に関わらず以下の適格格付機関が付与した格付を共通して使用しております。
株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
4.信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク削減効果を考慮する前の債務者の区分にて記載しております。
5.複数の資産を裏付とする資産(いわゆる、ファンド等)のうち個々の資産の把握が可能なものは、各裏付資産毎に記載しております。
6.ローンパーティーンペーション取引において参加利益を購入する等複数の関係者のリスクを積み上げて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーは、原債務者の項目に合計して記載しております。
7.オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は基礎的手法によって算出しております。

資料編(自己資本情報)

●信用リスクに関する次に掲げる事項(単体)(第2条第3項第3号)

- イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ハ. 三か月以上延滞エクスポージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	平成19年3月31日				三か月以上延滞 エクスポージャー
	信用リスクエクスポージャー期末残高	貸出金、モットメ及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	債 券	デリバティブ取引	
製造業	65,624	63,626	580	-	78
農 業	3,428	3,428	-	-	152
林 業	8	8	-	-	-
漁 業	847	847	-	-	-
鉱 業	2,361	2,361	-	-	9
建設業	71,803	71,631	150	-	608
電気・ガス・熱供給・水道業	16,700	10,724	650	-	-
情報通信業	10,083	8,582	-	-	10
運輸業	26,783	25,841	250	-	39
卸・小売業	126,953	126,169	50	-	362
金融・保険業	123,820	33,744	32,982	57	0
不動産業	210,344	208,713	1,098	-	1,341
各種サービス業	219,557	192,028	12,420	-	742
国・地公体	305,025	106,238	198,066	675	-
個 人	249,606	249,598	-	-	2,311
その他	72,580	-	-	-	-
合 計	1,505,529	1,103,545	246,249	732	5,656
国内計	1,495,903	1,103,545	239,983	732	5,656
国外計	9,625	-	6,266	-	-
合 計	1,505,529	1,103,545	246,249	732	5,656
1年以下	349,568	301,266	22,964	676	1,909
1年超3年以下	141,935	66,354	73,877	6	167
3年超5年以下	171,460	97,488	73,972	-	316
5年超7年以下	83,601	68,651	14,441	44	295
7年超10年以下	140,968	109,060	31,428	5	444
10年超	522,963	460,722	29,565	-	2,523
期間の定めのないもの	95,031	-	-	-	-
合 計	1,505,529	1,103,545	246,249	732	5,656

- (注)1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除いております。
 2. 「三か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定日の翌日から三か月以上延滞しているエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスクウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。
 3. ファンドの構成資産につきましては、業種別の区分を行わずその他に記載しております。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当勘定の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	平成18年度			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	5,808	6,053	5,808	6,053
個別貸倒引当金	21,681	2,184	15,877	7,988
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
合 計	27,489	8,237	21,685	14,041

(個別貸倒引当金の業種別・地域別内訳)

(単位:百万円)

	平成18年度			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	1,007	93	20	1,080
農業	26	8	6	28
林業	-	6	-	6
漁業	-	-	-	-
鉱業	90	-	33	56
建設業	5,857	488	5,619	726
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	4	3	3	3
運輸業	263	22	87	198
卸・小売業	4,157	734	660	4,231
金融・保険業	13	-	13	-
不動産業	2,270	73	2,091	252
各種サービス業	7,123	514	6,986	651
国・地公体	-	-	-	-
個人	824	197	311	710
その他	42	42	42	42
合計	21,681	2,184	15,877	7,988
国内計	21,681	2,184	15,877	7,988
国外計	-	-	-	-

ホ. 貸出金償却額の業種別・地域別内訳

(単位:百万円)

	平成18年度
製造業	786
農業	245
林業	-
漁業	-
鉱業	105
建設業	6,887
電気・ガス・熱供給・水道業	-
情報通信業	8
運輸業	12
卸・小売業	541
金融・保険業	123
不動産業	6,102
各種サービス業	3,953
国・地公体	-
個人	1,612
その他	2
合計	20,384
国内計	20,384
国外計	-

(注)貸出金償却額には部分直接償却を含んでおります。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成19年3月31日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	-	-	353,655	353,535
10%	-	-	52,293	52,293
20%	14,881	14,881	70,343	70,343
35%	-	-	123,842	123,842
50%	21,947	21,947	940	872
75%	-	-	233,383	232,527
100%	3,403	3,403	556,809	550,243
150%	-	-	4,159	3,897
350%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合計	40,231	40,231	1,395,424	1,387,552

(注)1. 「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

2. ファンドにつきましては、「格付なし」欄に記載しております。

資料編(自己資本情報)

●信用リスク削減手法に関する事項(単体)(第2条第3項第4号)

イ. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成19年3月31日	
	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	-	22,188
金	-	-
適格債券	-	20,500
適格株式	-	-
適格投資信託	-	-
適格金融資産担保 計	-	42,689
適格保証	-	18,140
適格クレジット・デリバティブ	-	-
適格保証、クレジット・デリバティブ 計	-	18,140
上記 計	-	60,830

(注)「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびプリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

●派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項(第2条第3項第5号、第4条第3項第6号)

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

スワップ、為替予約その他の派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

ロ. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

グロス再構築コスト額の合計額は444百万円です。

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあつては、取引区分ごとの与信相当額を含む。)

(単位:百万円)

種類及び取引の区分	平成19年3月31日
派生商品取引	732
外国為替関連取引及び金関連取引	676
金利関連取引	56
株式関連取引	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	-
その他コモディティ関連取引	-
クレジットデリバティブ	-
合計	732

(注)原契約期間が14日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ. ロのグロス再構築コスト額およびグロスのアドオン額の合計額とハの与信相当額は一致しております。

ホ. 担保の種類別の額

信用リスク削減手法を用いた担保の種類および金額

該当ありません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位:百万円)

種類及び取引の区分	平成19年3月31日
派生商品取引	732
外国為替関連取引及び金関連取引	676
金利関連取引	56
株式関連取引	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	-
その他コモディティ関連取引	-
クレジットデリバティブ	-
合計	732

(注)原契約期間が14日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

連結子会社につきましては、該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項(第2条第3項第6号、第4条第3項第7号)

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

(1)資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額

(単位:百万円)

	平成19年3月31日
住宅ローン債権	89,371
合計	89,371

(2)原資産を構成する三か月以上延滞エクスポージャー等の額

(単位:百万円)

	平成19年3月31日(平成18年度)	
	三か月以上延滞エクスポージャー	当期損失
住宅ローン債権	341	-
合計	341	-

(3)保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成19年3月31日
住宅ローン債権	23,843
合計	23,843

(4)保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高および所要自己資本

(単位:百万円)

	平成19年3月31日	
	残 高	所要自己資本
0%	-	-
20%	-	-
50%	-	-
100%	-	-
自己資本控除	23,843	23,843
合計	23,843	23,843

(注)当行が保有する証券化エクスポージャーは無格付であるため、上表の区分に整理されますが、自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)を適用し、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限としております。

(5)証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

(単位:百万円)

	平成19年3月31日
住宅ローン債権	4,246
合計	4,246

(6)自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成19年3月31日
住宅ローン債権	-
合計	-

(7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成18年度		
	早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
住宅ローン債権	-	-	-
合計	-	-	-

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

該当ありません。

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額

該当ありません。

(10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

(単位:百万円)

	平成19年3月31日
当行がオリジネーターとして保有する証券化取引の信用リスク・アセット額	52,242

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳
投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成19年3月31日
リース債権	599
事業者向け貸出	26
商業用不動産	1,990
社債	1,001
クレジットカード与信	1,000
住宅ローン債権	2,698
合計	7,317

(2) 保有する証券化エクスポージャー
投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高
および所要自己資本

(単位:百万円)

	平成19年3月31日	
	残高	所要自己資本
0%	-	-
20%	6,717	53
50%	-	-
100%	599	23
自己資本控除	-	-
合計	7,317	77

(3) 投資家として保有する証券化エクスポージャーのうち、自己資本比率告示
第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット
の額

当行が投資家として保有する証券化取引の信用リスク・アセット額(自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置))の適用により算出されるリスク・アセットは該当ありません。

連結子会社につきましては、該当ありません。

● 銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項(単体)
(第2条第3項第8号)イ. 貸借対照表計上額、時価および次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額
出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成19年3月31日	
	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	14,798	
上場に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	2,622	
合計	17,421	

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成19年3月31日
子会社・子法人等	44
関連法人等	0
合計	44

ロ. 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額
銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成18年度
売却損益額	448
償却額	406

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成19年3月31日
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	1,939

ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成19年3月31日
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	-

(注) ファンドに含まれる株式等エクスポージャーにつきましては、含んでおりません。

● 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利シ
ョックに対する損益または経済価値の増減額(第2条第3項第10号、第4
条第3項第11号)

(単位:百万円)

金利ショックに対する 経済価値の増減額	△5,542
------------------------	--------

計測手法: bpV(basis point Value)

金利ショック: 上方1%平行移動

資料編(自己資本情報)

●連結自己資本の構成に関する事項(第4条第3項第2号)、連結自己資本比率および連結基本的項目比率(第4条第3項第3号へ)

(単位:百万円)

項 目	平成18年3月31日	平成19年3月31日(注1)
資本金	44,065	54,068
うち非累積の永久優先株	20,000	6,000
新株式申込証拠金	-	-
資本剰余金	29,637	10,004
利益剰余金	17,696	12,583
自己株式(△)	65	81
自己株式申込証拠金	-	-
社外流出予定額(△)	-	454
その他有価証券の評価差損(△)	1,753	579
為替換算調整勘定	-	-
基本的項目		
新株予約権	-	-
連結子法人等の少数株主持分	1,590	1,922
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
営業権相当額(△)	-	-
のれん相当額(△)	-	-
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	-	4,246
繰延税金資産の控除前の基本的項目計(上記各項目の合計額)	91,171	73,217
繰延税金資産の控除金額(△)	-	-
計(A)	91,171	73,217
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	-	-
補完的項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,773	1,761
一般貸倒引当金	5,537	5,948
負債性資本調達手段等	-	10,000
うち永久劣後債務(注3)	-	-
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	-	10,000
計	7,311	17,710
うち自己資本への算入額(B)	7,311	17,710
控除項目		
控除項目(注5)(C)	550	550
自己資本合計	(A)+(B)-(C)(D)	90,376
リスク・アセット等		
資産(オン・バランス)項目	870,688	867,551
オフ・バランス取引等項目	15,312	9,511
信用リスク・アセットの額(E)	886,001	877,062
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額(F)	-	74,777
計(E)+(F)(G)	886,001	951,839
連結自己資本比率(国内基準) = (D) / (G) × 100 (%)	11.05	9.49
基本的項目比率 = (A) / (G) × 100 (%)	10.29	7.69
総所要自己資本額 = (G) × 4%	-	38,073

- (注)1「連結自己資本比率(国内基準)」は、平成19年3月31日より銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に基づき算出しております。なお、平成18年3月31日は旧告示により算出しております。
- 2 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。
- 5 告示第31条第1項第1号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額であります。
- 6 当行は国内基準を適用の上、信用リスク・アセットの算出においては、標準的手法を採用しております。

●自己資本の充実度に関する事項(第4条第3項第3号)

- イ.信用リスクに対する所要自己資本の額およびこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳
所要自己資本の額(連結)

(単位:百万円)

項 目		平成19年3月31日
信用リスク (オン・ バランス)	1. 現金	-
	2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	-
	3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	-
	4. 国際決済銀行等向け	-
	5. 我が国の地方公共団体向け	-
	6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	-
	7. 国際開発銀行向け	-
	8. 我が国の政府関係機関向け	49
	9. 地方三公社向け	118
	10. 金融機関及び証券会社向け	408
	11. 法人等向け	13,847
	12. 中小企業等向け及び個人向け	7,575
	13. 抵当権付住宅ローン	3,269
	14. 不動産取得等事業向け	4,566
	15. 三か月以上延滞等	403
	16. 取立未済手形	-
	17. 信用保証協会等による保証付	158
	18. 株式会社産業再生機構による保証付	-
	19. 出資等	947
	20. 上記以外	3,277
	21. 証券化(オリジネーターの場合)	-
	22. 証券化(オリジネーター以外の場合)	77
	23. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-
オン・バランス合計	34,702	
信用リスク (オフ・ バランス)	1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	-
	2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	-
	3. 短期の貿易関連偶発債務	3
	4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	59
	5. NIF又はRUF	-
	6. 原契約期間が1年超のコミットメント	3
	7. 内部格付手法におけるコミットメント	-
	8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金の保証) (うち有価証券の保証) (うち手形引受) (うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約) (うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	302
	9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前) 控除額 (△)	-
	10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	-
	11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	11
	12. 派生商品取引 (1) 外為関連取引 (2) 金利関連取引 (3) 金関連取引 (4) 株式関連取引 (5) 貴金属(金を除く)関連取引 (6) その他のコモディティ関連取引 (7) クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク) 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	0
	13. 長期決済期間取引	-
	14. 未決済取引	-
	15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	-
	16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-
オフ・バランス合計	380	
信用リスクに対する所要自己資本の額	35,082	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,991	
信用リスク及びオペレーショナル・リスクに対する総所要自己資本の額	38,073	

- (注)1.前年度(平成18年3月31日)は、新しい自己資本比率規制(金融庁告示平成18年第19号)に基づく所要自己資本の額を算出していないため記載しておりません。
2.信用リスクに対する所要自己資本の額は標準的手法によって算出しております。また、適格金融資産担保の信用リスク削減効果の勘案においては包括的手法を使用しております。
3.信用リスクに対する所要自己資本の額における、リスク・ウェイト区分の判定には内部管理との整合性を考慮し、エクスポージャーの種類に関わらず以下の適格格付機関が付与した格付を共通して使用しております。
株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
4.信用リスクに対する所要自己資本の額は、信用リスク削減効果を考慮する前の債務者の区分にて記載しております。
5.複数の資産を裏付とする資産(いわゆる、ファンド等)のうち個々の資産の把握が可能なものは、各裏付資産毎に記載しております。
6.ローン・パーティシパーション取引において参加利益を購入する等複数の関係者のリスクを積み上げて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャーは、原債務者の項目に合計して記載しております。
7.オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額は基礎的手法によって算出しております。

資料編(自己資本情報)

●信用リスクに関する次に掲げる事項(連結)(第4条第3項第4号)

- イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高およびエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、区分ごとの額およびそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ハ. 三か月以上延滞エクスポージャーの期末残高またはデフォルトしたエクスポージャーの期末残高および区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	平成19年3月31日				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				三か月以上延滞 エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフバランス取引	債 券	デリバティブ取引		
製造業	65,813	63,626	580	-	81
農 業	3,444	3,428	-	-	168
林 業	8	8	-	-	-
漁 業	873	847	-	-	26
鉱 業	2,370	2,361	-	-	18
建設業	71,896	71,631	150	-	700
電気・ガス・熱供給・水道業	16,700	10,724	650	-	-
情報通信業	10,083	8,582	-	-	10
運輸業	26,786	25,841	250	-	39
卸・小売業	127,076	126,183	50	-	411
金融・保険業	116,521	26,446	32,982	57	0
不動産業	211,295	209,555	1,098	-	1,451
各種サービス業	219,838	192,028	12,420	-	854
国・地公体	305,376	106,238	198,417	675	-
個 人	261,088	255,442	-	-	3,409
その他	74,063	-	-	-	-
合 計	1,513,238	1,102,946	246,600	732	7,173
国内計	1,503,612	1,102,946	240,333	732	7,173
国外計	9,625	-	6,266	-	-
合 計	1,513,238	1,102,946	246,600	732	7,173
1年以下	350,235	296,540	22,964	676	1,909
1年超3年以下	142,286	66,354	74,228	6	167
3年超5年以下	171,460	97,488	73,972	-	316
5年超7年以下	83,601	68,651	14,441	44	295
7年超10年以下	140,968	109,060	31,428	5	444
10年超	523,371	460,820	29,565	-	4,040
期間の定めのないもの	101,314	4,030	-	-	-
合 計	1,513,238	1,102,946	246,600	732	7,173

(注)1. オフバランス取引はデリバティブ取引を除いております。

2. 「三か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定日の翌日から三か月以上延滞しているエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスクウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

3. ファンドの構成資産につきましては、業種別の区分を行わずその他に記載しております。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および特定海外債権引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	平成18年度			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	7,020	7,531	7,020	7,531
個別貸倒引当金	22,573	2,630	16,276	8,927
特定海外債権引当金勘定	-	-	-	-
合 計	29,594	10,162	23,297	16,459

(個別貸倒引当金の業種別・地域別内訳)

(単位:百万円)

	平成18年度			
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
製造業	1,007	93	20	1,080
農業	26	8	6	28
林業	-	6	-	6
漁業	-	-	-	-
鉱業	90	-	33	56
建設業	5,857	488	5,619	726
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
情報通信業	4	3	3	3
運輸業	263	22	87	198
卸・小売業	4,157	734	660	4,231
金融・保険業	13	-	13	-
不動産業	2,685	406	2,028	1,063
各種サービス業	7,123	514	6,986	651
国・地公体	-	-	-	-
個人	1,298	310	774	835
その他	44	42	42	45
合計	22,573	2,630	16,276	8,927
国内計	22,573	2,630	16,276	8,927
国外計	-	-	-	-

ホ. 貸出金償却額の業種別・地域別内訳

(単位:百万円)

	平成18年度
製造業	786
農業	245
林業	-
漁業	-
鉱業	105
建設業	6,887
電気・ガス・熱供給・水道業	-
情報通信業	8
運輸業	12
卸・小売業	541
金融・保険業	123
不動産業	6,102
各種サービス業	3,953
国・地公体	-
個人	1,645
その他	2
合計	20,416
国内計	20,416
国外計	-

(注)貸出金償却額には部分直接償却を含んでおります。

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成19年3月31日			
	格付あり		格付なし	
	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後	個別貸倒引当金控除前	個別貸倒引当金控除後
0%	-	-	354,006	353,886
10%	-	-	52,293	52,293
20%	14,881	14,881	63,356	63,356
35%	-	-	123,842	123,842
50%	21,947	21,947	1,124	930
75%	-	-	242,667	241,802
100%	3,403	3,403	559,851	553,169
150%	-	-	5,995	5,050
350%	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合計	40,231	40,231	1,403,134	1,394,328

(注)1. 「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身および銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付およびソブリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

2. ファンDにつきましては、「格付なし」欄に記載しております。

資料編(自己資本情報/信託業務)

●信用リスク削減手法に関する事項(連結)(第4条第3項第5号)

イ.ロ.信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成19年3月31日	
	格付あり	格付なし
現金及び自行預金	-	22,188
金	-	-
適格債券	-	20,500
適格株式	-	-
適格投資信託	-	-
適格金融資産担保 計	-	42,689
適格保証	-	18,140
適格クレジット・デリバティブ	-	-
適格保証、クレジット・デリバティブ 計	-	18,140
上記 計	-	60,830

(注)「格付あり」欄には、適格格付機関による債務者自身及び銘柄別の格付があるものを記載しており、保証人の格付及びソブリン準拠による格付のみの場合は「格付なし」欄に記載しております。

●銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーに関する事項(連結)(第4条第3項第9号)

イ.連結貸借対照表計上額、時価および次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成19年3月31日	
	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	14,802	
上場に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	3,037	
合計	17,840	

子会社・関連会社株式の連結貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	平成19年3月31日
子会社・子法人等	-
関連法人等	132
合計	132

ロ.出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額
銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位:百万円)

	平成18年度
売却損益額	448
償却額	406

ハ.連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成19年3月31日
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	1,940

ニ.連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成19年3月31日
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	-

(注)ファンドに含まれる株式等エクスポージャーにつきましては、含んでおりません。